

地域情報サイト e-town 広告掲載・ホームページ制作に関する約款

地域情報サイト e-town の Web サイト上での広告掲載に関し、広告主(以下甲と致します)と、株式会社イータウン (以下乙と致します) との間では、この約款に基づき契約が締結、適用されます。

第1条 (定義)

ここでいう広告とは、地域情報サイト e-town 広告掲載料金表に掲げられた広告とする。掲載先である地域情報サイト e-town は、地域情報を提供する web サイトをいいます。また乙の判断により掲載内容やサービス内容が変更となる場合があります。

第2条 (広告の申し込み)

広告掲載のお申し込みは、乙が指定する方法で広告申し込みができるものと致します。

第3条 (申し込み期限)

お申し込みは、乙が特別に認めた場合を除き、広告掲載の開始を希望される日の7日前までと致します。

第4条 (掲載の承諾)

甲よりお申し込みを頂いた内容については、乙がリンク先及び広告内容を判断し広告掲載を承諾するか否かを決定致します。

以下の各号の1つでも該当する場合は、当該広告の掲載を拒否できるものとします。

- (1) 広告主の明らかなでないものまたは責任の所在が明らかなでないもの
- (2) 暴力、賭博、麻薬、売春を肯定するもの。猥褻なものなど風紀上問題のあるもの
- (3) 誤認混同を与えるおそれのあるもの、詐欺的なもの
- (4) 法律、政令、省令、条例その他規則、行政指導などに違反し、または違反するおそれのあるもの
- (5) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、営業妨害、商標権の侵害など第三者の権利を侵害し、または侵害するおそれのあるもの
- (6) 社会通念上掲載が好ましくないと考えられるもの
- (7) 広告の内容とリンクサイトの内容が著しく異なるもの
- (8) その他、地域情報のサイトとして、サイトの趣旨とは明らかに異なる場合など、株式会社イータウンが不適当と認めたもの

第5条 (広告掲載契約の成立)

前項第4条の承諾で、甲、乙間において広告掲載契約が成立するものと致します。

第6条 (広告掲載開始日)

前項の広告契約成立に有した期間によっては、甲が希望する広告掲載開始希望日等を、乙の事情により、開始日の変更をすることができるものと致します。

第7条 (広告・原稿の入稿)

甲が広告の入稿を行う場合は、乙が指定する広告形式での入稿を行うものと致します。また甲が入稿済みの広告に対し内容を変更する場合も同様と致します。

第8条 (免債事項)

- (1) 甲の故意又は過失によって前項に定める入稿が行われなかった場合、乙は広告掲載契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとします。
- (2) 乙が運営する地域情報サイト e-town のサイトがシステム上の不具合、緊急メンテナンスなど乙の責に帰すべからざる事由に起因して、やむをえず広告掲載契約に基づく債務の全部又は一部を履行できなかった場合、乙の広告掲載契約に基づく債務の全ては免責されるものとします。
- (3) 天災その他の事由により当該サイトの運営を一時的に運営できなくなった場合、乙の広告掲載契約に基づく債務の全ては免責されるものとします。
- (4) 乙が制作・管理するデータで、cgi 機能等を利用した掲示板や統計などは、その機能上データが紛失する場合がありますが、乙は賠償の責任を負わないものとします。

第9条 (広告内容の変更)

広告契約が成立後、甲、乙双方は、広告内容において広告内容やデザインの変更を申し出ることができます。その際甲、乙双方は遅滞なく申し出に従い広告内容を変更する責務を持ちます。

第10条 (広告掲載の中止)

広告契約成立後、以下の事由が発生した場合、広告掲載を延期または中止する場合があります。

- (1) 掲載広告が社会的重大な事件、事故に影響を与えかねないと乙が判断した場合
- (2) 掲載広告を理由に訴訟などの問題が発生した場合
- (3) 広告の内容とリンク先サイトの内容が著しく異なると判断した場合
- (4) その他乙が広告掲載を延期または中止しなくてはならないと判断した場合

第11条 (甲の責務)

甲は入稿される広告に対し以下の責務を負います。

- (1) デザイン、内容など第三者の権利を、入稿される当該広告が侵害しないこと
- (2) 入稿されるデータが乙が管理するコンピュータに影響を与えないこと
- (3) 広告内容についての全責任と負担

第12条（掲載場所、期間および広告料金）

掲載期間および広告料金は、乙が発行する広告掲載料金表に基づくものとします。

第13条（ホームページ制作に関する著作権・ファイル管理について）

ホームページを作成するために、乙が用意した背景・アイコン等作成素材の著作権は弊社に帰属します。

また、素材データを2次利用や第3者に譲渡は出来ません。

第14条（サービス提供の一時停止）

乙は、当サービスの完全な運営に努めますが、保守作業、停電や天災などの不可抗力、その他の理由により当サービスの提供を一時的に停止することがあります。当サービスの提供の一時停止は事前にオンラインで連絡しますが、緊急時はこの限りではありません。

第15条（支払方法）

乙は甲に対し、当該広告・制作料金を乙が指定する銀行口座に振り込むことによりお支払い頂きます。支払いにかかる振込み手数料は甲の負担となります。

(1) 月払いの場合、毎月1日を料金算定基準日とし、甲は、当該月の料金を前月の末日までに支払うものとします。但し、初回は掲載開始日までに2ヶ月分を支払うものとします。

(2) 年払いの場合、利用開始日を料金算定基準日とし、甲は、当該年の料金を当該年の料金算定基準日の前日までに（利用開始日が2月29日の場合は、その年の2月28日まで）支払うものとします。

(3) 月払いの定義：月払いとは、契約期間内に費用を分割して支払う方法であり、契約期間が1ヶ月単位に変更されるものではありません。

第16条（支払遅延）

甲が第13条に定める支払を遅滞した場合、乙は甲による支払がなされるまで広告契約及び掲載履行しないことができるものとします。

この場合、申込者は当該広告掲載がなされないことについて甲は乙に対し損害賠償請求を行うことはできないものとします。

第17条（契約の解除）

甲が以下に該当した場合、乙は甲への催告その他何らの手続きを要することなく本契約の全部又は一部を解除する事が出来るものとします。

- (1) 広告料金の支払いを怠り、催告通知にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、又は特別清算、会社整理、民事再生手続、会社更正、破産等の申立てがあったとき、
- (3) 甲又は甲の代理人、代表者若しくは従業員等が法令に違反した場合などで甲の広告掲載を継続することが乙の利益、信用を阻害する可能性があるとして乙が判断したとき

甲が前項に該当した場合、甲が乙に対して負担する一切の債務に関する期限の利益は直ちに喪失するものとします。

第18条（契約期間中の解約）

甲の都合で、契約期間中に広告掲載を取りやめる場合、甲から乙に対し、1ヶ月前までに書面で申し出を行う事とする。また契約期間中の解除の場合、すでに受領済み料金などの払い戻しに応じられない事とする。

支払方法が、月払いの場合は、翌月分までの月額料金に加えて、解約に伴うメンテナンス料・設置作業料として、解約金2ヶ月分を支払うものとする。

第19条（守秘義務）

甲乙双方は、広告掲載あるいは広告掲載契約に関して知り得た情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとします。

第20条（契約条件の変更）

乙はいつでもこの広告掲載契約の各条項を変更することができるものとします。

但し、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載契約が成立した日における契約条項が適用されるものとします。

第21条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他広告掲載契約に関し生じた疑義については、甲乙間で誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。

第22条（約款の改定）

本約款は、株式会社イータウンの判断で改定する場合があります。

以上

2006年10月20日